

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、1998(平成10)年に3万人を超えた後も増加し続け、日本社会の大きな課題となっていました。2006(平成18)年に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が施行され、翌年6月に策定された自殺総合対策大綱に沿った取組が進められたことにより、2010(平成22)年以降は減少を続けており、2017(平成29)年には21,321人まで減少しました。しかし、我が国の自殺死亡率は依然として主要先進諸国の中で最も高い水準にあり、引き続き危機感を持って自殺対策を進めていくことが求められています。

このような状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、自殺対策基本法が2016(平成28)年に一部改正され、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画、並びに地域の実情を勘案して、自殺対策についての計画を策定することが義務付けられました。自殺対策は、全ての人が個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らせるように促進するための適切な環境整備と、その阻害要因の解消に寄与するための支援が求められます。これらの対策を効果的かつ効率的に講じるためには、保健、医療、福祉、教育、労働などの関連施策と連携を図ることが重要です。

本市では、2008(平成20)年度から講演会や自殺予防啓発キャンペーンなどの事業を実施し、自殺対策に関する取組を進めてきましたが、自殺者数の推移や国の動向を踏まえると、今後も体系的に施策を展開することが必要です。

以上のことから、行政、関連団体、市民等が一丸となって「誰もが『たすけて』といえるまち」を目指し、関係機関の委員により構成される「志木市健康づくり市民推進協議会」で得た意見も参考にしながら、本市の自殺対策計画である「市民のこころと命を守るほっとプラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく計画として位置づけ、国の自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画の趣旨を踏まえるとともに、本市の健康関連計画である「いろは健康21プラン(第4期)」や「第2期志木市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」、「第3期志木市地域福祉計画」等と整合を図ります。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、2019(平成31)年度から2023(平成35)年度までの5年間とします。